

Title	製鋼労働組合の組織と活動(上):戦前における労働協約締結組合の事例として
Sub Title	The organization and the activities of the rope manufacturing industry labor union (Seiko Rodo Kumiai), (1) : an example of the labor agreement contracting labor union in prewar Japan
Author	小松, 隆二
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1967
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.60, No.10 (1967. 10) ,p.1107(1)- 1135(29)
JaLC DOI	10.14991/001.19671001-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19671001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新刊紹介

法政大学大原 社会問題研究所	『太平洋戦争下の労働運動』……………飯田鼎 139 ——日本労働年鑑特集版——
法政大学大原 社会問題研究所	『太平洋戦争下の労働者状態』……………飯田鼎 140 ——日本労働年鑑特集版——
町田義一郎監修 安井孝治・田村茂著	『金融経済の基礎理論』……………古田精司 141

製網労働組合の組織と活動(上)

——戦前における労働協約締結組合の事例として——

小松隆二

目次

序——本論の目的——	
一、製網労働組合の歴史	
序節 東京製網株式会社の沿革	
第一節 前史——製網労働組合への道——	
第二節 製網労働組合の創立——一九二六—一九二八年——	
第三節 定期的協定時代——一九二八—一九三一年——	
第四節 製網労働組合の発展と解散——一九三二—一九四〇年——(以上本号)	
二、製網労働組合の組織と機能	
第一節 製網労働組合の組織形態をめぐって	
第二節 労働協約と労資協議制	
第三節 組合財政と共済活動	
第四節 製網労働組合の歴史的役割(以上本誌六一卷一号)	

製網労働組合の組織と活動(上)

序——本論の目的——

かつて、筆者は本誌に『戦前日本の労働組合——石川島造船所における労資関係をめぐって——』という小論を発表した。そこにおいて、労働組合運動の歴史を解明する場合、単に概説的・通史的レベルでの展開にとどまることなく、そのような全体的流れを構成する個々の単位組合のレベルにまで掘り下げて、その組織や機能を究明する必要があることを強調した。本稿もそのような意図による一連の研究の一つである。従って、ここではくり返しをさせ、研究の全体像・目的については再説しない。ただし、本稿では石川島造船所を扱った小論とちがひ、資料的発掘には余り意を払っていない。何故ならば、総同盟製鋼労働組合の足跡についてはすでに組合自身による『五週年史』（一九三一年）や『団体協約十年』（一九三六年）等の詳細な記録があり、本稿の意図はおのずからより本質的なものにむけられざるをえないからである。すなわち、本稿では、戦前において稀にみる安定的な組合として維持された製鋼労働組の生成・発展を追いつつ、一つには先の小論と同様にその組織形態の展開過程と特徴を明らかにし、もう一つには、戦前の組合運動の流れにおけるその活動や機能の歴史的位置づけをなさんとするものである。

周知のごとく、製鋼労働組は主として東京製鋼株式会社の従業員をもって組織されていた。東京製鋼は、わが国における近代的製鋼業の始祖といわれる会社であり、麻綱にしても鋼索にしても、その発展は東京製鋼の発展と歩を共にしている。やがて、東京製鋼の開明的経営者たちは総同盟との間に労働協約を締結し組合公認とクロード・ショップを協定することになる。この記念すべき一九二六年二月から、組合の解散を余儀なくされる一九四〇年七月までのおよそ一五年間、製鋼労働組は幅広い組合活動を恒常的に継続することができた。

戦前においては、友愛会—総同盟など連合体的組合を除いて個別的組合についてのみみると、長期にわたって安定的に維持された例は極めて少いといつてよい。製鋼労働組はその数少ない事例の一つであった。しかも、単に労働協約を締結し、かつ長期にわたって存続しえたというだけでなく、特に労働運動が急速に後退する一九三一年の満洲事変以後も、自強労働組合等のごとく資本の生産政策に完全に埋没しきることなく、ともかくも組合としての機能を遂行し続けたのであり、その点でも看過しえぬ特異な組合の一つであったといつてよいであろう。

その歴史をふり返ることによって、製鋼労働組ないしは総同盟の組織や活動の展開を知りうることはいうにおよばず、ある意味で労働組合がどのように運営・維持される時に、景気の不況や社会的変動にもかかわらず、組合員大衆をひきつけ、永続的に組織を維持しうるのかということについても、解明の糸口が与えられるように思われる。もちろん、その限りではそれはあくまで戦前の日本という状況のもとで、労働組合が安定的に存続しえた条件を示すにすぎないものであって、それを安易に一般的条件にまで敷衍することはできないだろう。しかしながら、このような穏健な組合さえ、戦時体制のもとに解散を余儀なくされたのであれば、そこに戦前における厳しい組合の存立条件や活動領域、さらには労働運動一般の性格・意義をも探ることができるようと思われる。

また、その組織や活動の実態をみると、製鋼労働組に冠されてきた産業別組合という呼称が必ずしもその内容に合致せぬことも知るであろう。同時に、製鋼労働組が労働協約を締結し、団体交渉権やクロード・ショップを承認された組合であったとしても、そのような条件を把持していた戦前の組合の典型といえるものではなかったこともやがて明らかにされるであろう。製鋼労働組の場合に限らず、従来通説とされてきたことが実証研究によって否定されたり、疑問視されることはしばしば経験するところである。

以下、前半に製鋼労働組の略史を、後半にその組織や機能、さらには性格を追究することにしよう。

一、製綱労働組合の歴史

序 節 東京製綱株式会社の沿革⁽¹⁾

製綱事業が、単なる縄や綱の手工的生産から、麻綱なり鋼索の生産をなす近代的事業として開花するにいたるのは、西歐にしてもわが国にしても決して古いことではない。

わが国の製綱業がそのような副業的家内工業的な手工方式を脱し、機械方式によるにいたる濫觴は、一八六六年（慶応二年）、横須賀製鉄所（のちの横須賀造船所）の付属工場として建設された製綱工場にもとめることができる。この建設は製鉄所首長としてフランスより招聘されたウェルミーの献策によるものであったが、わが国において製綱業が事業として成育するには、人的資源の点でも、また機械設備の点でも、この製綱工場に依存するところから始まる。もちろん、東京製綱会社もその例外ではない。⁽²⁾

まず一八八五、六（明治一八、一九）年頃、船具商宇田川清兵衛、山田昌邦等によって東京に「製綱社」が組織された。これは「組合組織によって簡単な延打式機械を設備、新しい製綱事業を開始し」（一〇頁）たものであったが、小規模であったことや当にしていた横須賀造船所の設備が払下げられなかったことにより、長くは続かなかつた。そこで山田昌邦はより規模の大きな工場を建設すべく沼津兵学校教官時代の先輩である渡辺一郎（温）と赤松大三郎（則良）によびかけ賛同をえた。さらに財界人にもよびかけ、渋沢栄一、益田孝、浅野総一郎等の協力もえられることになった。ここに製綱社をも吸収し、一八八七年二月一日、渡部を初代社長にして、「東京製綱会社」が発足することになった。この創業こそわが国における近代的製綱事業の開始を告げるものであり、その後の発展の第一歩をしるすものであった。なお、創立時の資本金は七

万円、事業目的は「各種工具の製造」となっていた。

その後、製綱社や横須賀の製綱設備に加えて、英米からも機械が到着し逐次発展にむかうことになるが、殊に輸入機械の稼動によって、原料は当初の野州麻や南京麻からマニラ麻にかわり、以後麻綱の大量生産が可能になってゆく。そして、一八九〇年上期に無配に転じたほかは（無配はこの期と一九四五年下期のみ）、多少の波乱をくり返しながらも順調に推移し、一八九三年一二月にいたると、商法中の「会社篇」の実施により、社名も「東京製綱株式会社」に変更された。

その直後から日清・日露両戦争を通じて、陸海軍の需要増大や海運、造船、鉱業の躍進を踏台に、東京製綱は飛躍的な発展をとげることになる。殊に一八九七年には資本金を三六万円に増資し、鋼索の製造をも開始することになった。そのため建設された深川分工場は「東洋におけるワイヤー・ロープ製造の嚆矢」（六一六頁）といわれるものであったが、ほかにも日露戦争後、兵庫（一八九六年）や小倉（一九〇八年）各分工場の新設や拡充、さらには月島製綱株式会社（一九〇六年に月島分工場となる）や日本製綱株式会社（一九〇九年に洲崎分工場となる）の合併もすすめていった。もっとも一九〇八年以降は不況によって業界の整理も進行しており、本社の移転、麻布工場の廃止、あるいは各工場設備の整理・集中（同時に従来の分工場を工場と改称）も明治末から大正初めにかけてすすめられてゆく。

その結果、大正以後、特に第一次大戦が勃発すると、麻綱、鋼索を通じて大発展をとげることになった。殊にその効果のあらわれる一九一七年以降は売上高・純益金共に飛躍的な向上を示すことになる。

しかし、一九二〇年に入ると反動恐慌が襲来し、この頃から一九三一年頃までは、東京製綱にとって「内外恐慌の十二年」（七七頁）といわれるごとく、最も苦しい時期となる。この間、一九二三年三月、不況に対処し将来にそなえるために、月島、洲崎、深川三工場を一地区に集中することになり、日東製綱株式会社川崎工場の買収を決定した。その直後、突然関東一円を襲った大震災により、各工場は大損害を被るが、さらに翌二四年九月、当時東京製綱につく製綱会社であった横浜製

鋼株式会社を合併することになったので、その設備をも全部川崎に移転して、鋼索、麻綱両工場をふくむ「大川崎工場の建設計画に」(三八二頁)急遽とりくむことになった。

ところで、一九二五年頃は「不況いよいよ深刻化し、粗悪品横行、価格大幅に下落」(六三三頁)といった時期で、須佐野工場のごとく閉鎖されるものがたり、労働不安を反映して、社内にも労働運動の侵入がみられた。このような不況と不安を背景にして生みだされたのが、会社による穩健な総同盟の公認と両者による労働協約の締結であった。しかし、不況は益々深刻になり、特に一九三一年頃、それは頂点に達した。

ところが、一九三二年に入ると、前年の満洲事変の勃発や政府の積極策と共に、東京製綱にあっても製品の改良や販路拡張に努めた成果があらわれ、業績が好転の方向にむかうことになる。以前から軍需への依存が強かったが、これ以降も軍需の増大が業績向上の支えになるのは同様であり、同時に、戦時体制の進行につれ、製綱業界にも原料、製品、価格にわたって次第に統制色が強められてゆく。

その後、一九四〇年頃までは業績も好調であったが、四一年を過ぎると、これまでもしばしば輸入杜絶などで悩まされることのある原料(マニラ麻、黄麻)不足が激しくなり、労働力や電力の不足とあいまって戦時色を一層強めてゆく。四三年に入ると、軍需工場の指定や鹿沼、蒲郡、熊谷、大阪、川之石各工場の買収、稼動にもかかわらず、益々顕著になる原・資材や労働力の不足により、工場機能は急速に後退し、業績も悪化していった。さらに四五年に入り、疎開さえ考慮せざるをえぬ状態に追いこまれていた時に、兵庫工場が「全部を灰燼」に帰す(四九三頁)程の空襲にあい、ついで川崎工場も甚大な被害をうけるなど、終戦まぎわにはついに生産不能状態に陥ってしまった。

しかし、敗戦後、廃墟の中から被災を免れた工場中心に再建に立上り、再び製綱業界の担い手としての道をすすんでゆく。業種の性格もあって、従業員数は戦前レベルに達しないまでも、機械化・合理化の推進によって生産は拡大し、今日の

地位を築くにいたっている。ちなみに、一九六六年現在の資本金は二三億七千万円余、従業員は一五六〇人(臨時工九九人を除く)、また会社の事業目的は「鋼索、鋼線、麻綱その他各種の繊維を原料とする綱類・糸類の製造」となっている。

- (1) この序節は主として『東京製綱株式会社七十年史』(一九五七年)を典拠としており、引用文も全て同書からのものなので、いちいち断らず、頁数のみ引用後に記した。なお同書は以後単に『七十年史』と略す。
- (2) 東京製綱の場合、その創業に蔭ながら協力した赤松則良は海軍少将で横須賀造船所の主船寮長官であったし、職工長も横須賀にいた近藤重太郎であった。また一八八九年三月には横須賀の製綱工場が廃止されて機械設備一切が東京製綱に払下げられるが、それが設置された麻布第二工場の工長も横須賀にいた石戸伊之助であった。なお、創業当時の従業員は二、三〇名で、その期末には七、八〇名に達した。彼らの賃金は日給一五―二〇銭、職員および役付職工は月給であった。前掲書、二二―二四頁。
- (3) この際(一九二四年九月)、資本金が一〇五〇万円に増資されるが、以後、一九四三年五月に二五〇〇万円に増資されるまで、つまり組合の存続する間は資本金額に変動はない。

第一節 前 史——製綱労働組合への道——

第一次大戦以後、殊に一九一九(大正八)年前後から急速に昂揚したわが国の労働運動は、一九二三年九月に襲来した大震災を契機に大きく方向を転換することとなった。一九二二年前後に一時的とはいえ大きく伸長したサンジカリズムの潮流の停滞化と、それにかわるマルクシズムないしは現実主義的潮流の滲透傾向はすでに震災前からみられた。このような胎動が震災による情勢変化に促されて、総同盟はじめ、いくつかの組合の姿勢にさらに明白に投影されることになったのである。例えば、一九二三年後半から翌二四年にかけて、総同盟、官業労働総同盟、機械労働組合連合会、造機船工労働組合、東京市電従業員自治会、その他多数の組合が議会主義や国際労働会議の積極的利用を表明することになるのが、それである。

ところで、当時のわが国の工業は、第一次大戦を通じて重化学工業中心に飛躍的な発展を示していたとはいえ、一九二〇年の恐慌以後、不況の泥沼におちこんでいったことで知れるように、未だ脆弱な基礎を有すに過ぎないものであった。それだけに、大正末年以降、資本の合理化攻勢が強化されたと、大工場中心に雇用機会の減少、失業者の増大が露呈されだし、同時にそれに対応する労働者の抵抗も激化し、随処に大争議も展開されることになった。同じ頃、東京製鋼にあって、工場の整理・集中がすすめられて従業員数は漸減の傾向にあり、労働運動も徐々に社内に侵入しつつあった。

東京製鋼がすすんで総同盟に対し組合の公認を申し立てたのは、まさにこのような情勢を背景にすることであった。ここにおいて、一九二六年、総同盟製鋼労働組合の成立をみるわけであるが、この段階では川崎工場を除いて総同盟の影響力は必ずしも強いものではなく、むしろ小倉工場のごとく評議会系の勢力が滲透しつつある工場もあった。その意味では後述するように製鋼労組の結成は下からの発展としてではなく、明らかに上から組織化される形をとるものであった。

もちろん、製鋼労組成立以前にも、各工場では多少なりとも労働運動の経験はつまれていた。殊に第一次大戦以降の生産拡大に伴う労働者の増大が、資本の矛盾として、近代的労働運動の基盤をも形成してきたことは、東京製鋼においても例外ではなかった。しかし、多くは一時的で、小グループ的活動をでるものではなく、相互の連絡というものも存在しなかった。それだけに、それらについての資料も乏しく、正確な把握も難しい。

例えば、まず震災後廃止される月島工場をみると、大正の初め頃から友愛会への勧誘活動も盛んで、会員も少しはいた。しかし、それは個人的加入をでるものではなかった。その後、一九二一年頃、東京市電従業員の仕事かけで、労働組合というより共済組合的なものではあったが、協隆組合の支部も結成されている⁽¹⁾。

月島工場に労働組合といえるものが最初にできたのは、一九二二年五月、造船船工労働組合の支部が結成された時である。東京製鋼はその頃労働運動には特に厳しかったといわれるが、一九二一年および二二年の石川島造船所の争議で解雇された

工労働組合員が何人かこの月島工場に入職し、小林惣三郎が中心になって修繕部などに一五―二〇名位の加盟者をえて組織化に成功したものであった。これは協隆組合とも対立的立場にたつが、まもなく震災に遭遇して、小林以下活動家が解雇され、工労働組合支部も消滅することになる⁽²⁾。

深川工場についてみると、ここでも大正初期から「友愛会が多数の組合員を有し⁽³⁾」ていたといわれるが、同様に個人的加入をでるものではなかった。一九一七年には争議も発生しているが、官憲の弾圧がすさまじく、参加者に団結権の必要を痛感せしめたといわれる以外、詳細は不明である。

横浜工場(東京製鋼への合併は一九二四年)でも、一九一八、九年頃、「友愛会に這入ってあるものが二、三十人位はゐた⁽⁴⁾」が、会社の圧迫で「何時の間になくなった⁽⁵⁾」といわれる。その頃から、良泉寺において野依秀一等を招き、婉曲に労働組合の話などをきく「修養会」なる会合もあったが、実践的活動を行うというものではなかった。また、製鋼労組結成時には左翼系がかなり進出し、争議の動きもみられたが、彼らを除名することで、製鋼労組結成への地盤を固めたといわれる⁽⁶⁾。

次に小倉工場をみると、後まで続く小倉工場のほかに、一九一六から一八年にかけて、小倉製鋼所、日本鉄鉄、帝国特殊煉瓦が相前後して創業された。その際、労働力不足のため、労働運動経験者も入職することになり、一七年六月二四日、小倉製鋼所で待遇改善を要求して約百人がストライキを惹き起した。ついで七月二四日、いわゆる小倉工場でも、焼入と鍍金両工場の職工百人が賃上げ等を要求してストライキに突入するが、これも一日で解決している(なお、この直後に、小倉工場を除いて、小倉製鋼所などが浅野総一郎の経営に移される)。

さらに一九二五、六年頃になると、総同盟九州連合会に属する九州鉄工組合(評議会系)が小倉工場にかなり進出してきた。移動研究会といわれた労働学校の開催などで殊に青年層に支持をえていたので、会社側も網友会を組織して切崩しをはかるうとした。ところが、組合側はこれを逆に利用し、「網友会の意識的分子例へば委員の選挙に興味を有つと言ったやうな

ものを組合に加入させる方針を執り、それが或る程度に成功した⁽⁷⁾といわれる。このような情勢の時に、会社に公認された製綱労組の攻勢が次第に強まってきたので(総同盟が正式に支部結成の活動を開始するのは四月三日⁽⁸⁾)、一旦は譲歩の姿勢を示した会社側も態度を変えて硬化し、職工吉田国雄を解雇するなどの手段にでた。ここに、九州鉄工組合は対抗上争議に追いこまれてゆき、怠業、ついで従業員大会を開催した後、四月一日、解雇取消、待遇改善、組合公認等一五カ条の要求を提出してついにストライキに突入した。総同盟八幡支部の支援をうけて五百名余の従業員のうち三分の二以上が争議団に参加したが、守勢にたたされた争議団は四日にいたり、外部の調停でストを中止し、五日には就業することになった。その解決条件は組合の敗北であり、要求条項一五カ条の撤回のほか、一二名の被解雇者までだが、その後、話がこじれ、再度ストライキに突入することになる。この時は「通算十四日の永きにわたり、七十余名に至るまで孤軍的闘争を続けた⁽⁹⁾」が「四十数名の解雇者を出して自然消滅⁽¹¹⁾」たといわれる。その結果、工場内から評議会系の活動家は一掃されて総同盟の影響力が行きわたることになり、五月一六日、製綱労組小倉支部の発会式を挙行しうるにいたるのである。

兵庫工場については、支部結成の際、組合未経験者が多く難航したというほか、特に記すべきことがないので、最後に製綱労組の主体となる川崎工場についてみてみよう。前述のとおり、不況対策と将来への発展を期して、工場の集中をはかるべく日東製鋼川崎工場の買収を決定したのは震災前の一九二三年三月のことであった。そしてその年末には既存設備の利用によって鋼索部門が操業を開始し、ついで麻綱部門も翌二四年に入って操業を開始した。

移動当初は、鋼索、麻綱とも熟練工については合宿所を作って転勤により補充し、一般工員については新規に工場近在のものを採用した。ところが、二四年中頃には、これら新入工員に総同盟神奈川連合会が滲透してゆき、かなりの勢力をもつにいたった。例えば、共済会の役員にしろほとんどが組合員によって占められた位で、まもなくこれらが中心になって関東合同労働組合(一九二五年七月創立)の川崎支部に発展してゆく。ところが、二五年一〇月、会社が事業不振を理由に二〇

名の組合活動家を解雇したことに端を発し、急進派といわれた線運搬工と製綱工場の一部が解雇取消、退職手当制度、組合公認等を要求してストに突入した。「この争議に加盟した工員は、全部工場附近で採用された新入工員で人員も少かつた⁽¹²⁾」といわれるが、数次の交渉の結果、一〇月一日、円満解決をみるにいたった。そして争議に参加した工員は争議後ほぼ全員退社するが、同時に総同盟神奈川連合会も発展にむかい、やがてこれが製綱労組の母胎になるにいたるのである。

以上のごとく、製綱労組創立前にみられた各工場の運動はいずれも散発的に存在したにすぎず、実質の乏しいものであった。従って、必ずしも製綱労組に直接結びつくものではないが、にもかかわらずそれらの個別的運動も製綱労組へのかけ橋となるものをもっていたのであり、そこにおける経験なりが後に生かされてゆくことも見失われてはならないであろう。この点で注目してよいことは、一九二五年一〇月の川崎工場争議の要求条項および妥結条件のことである。殊にそこにおいて、解雇および退職手当の制定や労働組合の公認の要求について、会社も十分考慮する姿勢を示した⁽¹³⁾ことは看過されてはならない。すなわち、この時点で早くも会社が組合活動公認の(少くとも庄迫しないという)姿勢をのぞかせているのであり、しかも製綱労組成立後すぐに解退職手当も組合の強い要求として制定されるのである。これを知る時、製綱労組は、従来考えられたように、何ら基盤もないところへ忽然と上から授けられたものではなく、それへの道はすでに前史における組合の努力によって拓かれつつあったということが理解されるであろう。

(1) 「これは所謂葬式組合で単に冠婚葬祭の共済程度に過ぎなかつたのであるが……石鹼や齒磨、塩鮭等売って、其の利益で支部を維持してゐた。それでも会社からは大部睨まれたものである」という(『団体協約十年』(一九三六年、製綱労働組合)、二二三頁)。ただし協隆組合は共済会の誤りとも思われる。

(2) 斎藤忠利氏よりの聴取。

(3) 『五週年史』(一九三一年、製綱労働組合)、二頁。

(4)(5)(6) 前掲『団体協約十年』、二二六頁。

- (7) 同右、二三二頁。
- (8) 『拡大し行く吾等の戦線』『労働』一八一号(一九二六年七月)、二〇頁。
- (9) 『無産者新聞』二三号(一九二六年四月)では五七〇名全員参加、『日本労働年鑑』(一九二六年版)では四百名参加と記録されている。また争議の要求項目数は、『無産者新聞』では一三となつてゐる。
- (10) 前掲『七十年史』、四二四頁。
- (11) 前掲『団体協約十年』、六〇頁。
- (12) 前掲『七十年史』、三八二頁。
- (13) 『総同盟五十年史・第一巻』(一九六四年、同書刊行委員会)、八五〇頁。

第二節 製綱労働組合の創立——一九二六—一九二八年——

東京製綱会社に労働運動が活発になりだす頃、外に眼をやっても、深刻化する不況に対し険悪な争議が続発していた。そのような状況は、当然ながら東京製綱のみならず、資本に労務管理や労資関係の安定ということの重要性を強く認識させることになった。その結果、大正末にいたると、大企業中心に労働運動の排除や従業員の掌握ということが資本の施策として一層強くおしだされてくる。

当時、東京製綱には常務戸村理順のごとく、古くから労働問題に関心と理解をもっていた人物もあり、たまたま監査役渡部朔の所で内本良吉を加えた三人で労働問題を話し合う機会ももっていた。このようなことから、戸村が発議者となって川崎工場に進出したしていた総同盟を公認し、労働協約の締結を申入れることになった。

その頃の総同盟は、かつて消極的だった政治活動や国際労働会議へ積極的姿勢を示すなど現実主義的方向へ大きく転換しており、さらに一九二五年には左派の評議会系に属する組合を除名し、姿勢を一層穏健なものにしてゐた。それだけに会社側としては許容しやすいものであった。

そこで、まず内本良吉が警視庁工場課長泊武治と労働係長小林三郎の紹介で松岡駒吉を訪問して折衝の口火を切った。そして一九二六年二月一六日に、正式に会合をもつにいたり、その席で関東合同労働組合川崎支部を総同盟製綱労働組合とすることで合意し、次のような五項目の労働協約を締結した。

- 一、東京製綱株式会社従業員は、原則として、日本労働総同盟製綱労働組合員たること。
- 二、東京製綱株式会社は、日本労働総同盟製綱労働組合を公認し、団体交渉権を認むること。
- 三、労資双方とも、一切の労働条件の改善に関しては、一般製綱産業の条件を十分に考慮すること。
- 四、組合は不良組合員に対してその責任を負ふこと。
- 五、会社は出来得る限り従業員を優遇し、組合は作業能率の増進に努力すること。

当時、不況の深刻化に伴い、資本の合理化攻勢も強化されつつある時で、労働運動は守勢に追いやられていた。それだけに総同盟としては会社の申入れに飛びついたのであろうが、労働組合の結成やそのための労資交渉のすすめ方としては、その時点のみをとれば、明らかに順序が顛倒してゐたといえる。その頃、総同盟は神奈川連合会をバックに川崎工場に伸長しつつあったとはいえ、未だ全体に影響をもっていたとはいえず、むしろ、幹部のみの判断で協約を締結し、その結果、会社の公認のもとに上から組織づくりをするという順序をとった。そのために、かえって一般従業員の方が疑心暗鬼で、どの工場でも上からの組織づくりの真意が理解できず、処々に動揺を惹き起すことになった。いずれにしても、この生成における経緯が製綱労働組のその後の活動を規制するであろうことは想像に難くなく、会社の盛衰と一体になって進む姿勢が早くもこの段階で準備されていたといえるのである。

もちろん、前述のごとく、製綱労働組を生みだす地盤はすでに前史にみられた労働組合の側にも存したし、組合公認にしても以前から総同盟系の要求であったので、それに対する会社側の譲歩という面も看過しえないが、ともかく「工場における

組織よりも協約が先行⁽²⁾したことは事実であった。

また、「労働協約の裏には、別に深い策謀もなければ、妙な取引があった訳でもない⁽³⁾」ともいわれるが、会社側としては、時期尚早という他の経営者の非難も予想され、事実「他の事業家から猛烈な非難攻撃をされ⁽⁴⁾ることになったにもかかわらず、組合や団体交渉権の承認にふみきったことにはそれなりの計算もあったとみてよいだろう。

まず第一に、会社が期待していたことは、クローズド・ショップの承認で知れるように、左派系運動の排除、つまり労資関係の安定化ということであった⁽⁵⁾。会社側が「不況はいよいよ深刻化して来て、まさに憂慮すべき社会情勢を招来していた⁽⁶⁾」と判断した時、先手を打って穏健な総同盟に企業内組織化の権限を与えることは、過激な運動の侵入を阻止する最も有効な方法であったことはいうまでもない。第二には、従業員の統制・掌握に総同盟を利用しようと考えたことである⁽⁷⁾。この点については、後述するように、協約の債務的部分をみれば明白であるが、実際にも会社は組合公認によって労働運動対策に成功しただけでなく、生産行程における作業管理の掌握という成果さええてゆく。

一方、総同盟側にとっても、他派に先んじてクローズド・ショップという大権を認められ、大規模工場全職工を組織できるということで、また川崎工場中心に徐々に拡大していた活動・成果の確保という意味でも、この協約が魅力的なものであったことはいうまでもない。同時に、方向転換後、団体協約の積極的促進ということもすでに方針として決定しており、その政策の具現という意味でも、下からの自然成長的形態とは反対の幹部レベルでの締結を抵抗なくうけいれることになったものといえよう。その意味では、これは会社側の意図と労資協調、産業協力を是とする松岡駒吉ら総同盟幹部の方針が合致し、相互の信頼関係によって推進されたものといってもよかつた。

ともかくも公認された製綱労組は、会社側が松岡駒吉を希望した組合長に関してはやがて三木治朗をすえるということでも

空席のまま、三木を主事にして発足することになった。本部の成立は、川崎支部発足直後の三月二六日に開かれた総同盟本部での第一回理事会の時であるが、総同盟との関係では、本部自体はその直属という形をとり、その後成立する各工場支部は総同盟の各地方連合会に所属して、各々主要な役割を果たしてゆくことになる。

ところが、各支部を発足させる段になると、会社の公認がありながら、必ずしもスムーズに進むというものではなかつた。組織化の過程でいくつかの障害に遭遇するが、その第一は、総同盟の支配、特に上からの組織化に反対する左翼系の抵抗であり、小倉工場や横浜工場の一部にみられた例である。第二は、思想的対立ではなく、製綱労組の成立によって利益を損われるものの策動で、先にふれた横浜工場の良泉寺の修養会関係者の例である。これについては「あの当時は横浜ばかりでなく他でも変な策動⁽⁸⁾するものがあつた⁽⁸⁾」といわれる。第三は、一般従業員の労働組合に対する認識や態度にみられるもので、組合公認に対する猜疑心や労働協約に対する無理解⁽⁹⁾ということである。上からの組織づくりについてはどの工場でも臆測が乱れとび動揺が惹き起されたが、その端的な例が川崎の麻綱支部の発足の遅れであった。

このような混乱がみられたものの、総同盟から各工場にオルグが派遣されたり、ある時には会社の了解のもとに正式に従業員となって組織化に尽力した。その結果、川崎を皮切りに(三月二二日)、深川(四月四日)、横浜(四月一八日)、小倉(五月一六日)、麻綱(六月二三日)、最後に兵庫(八月五日)各支部の設立をおえて、協約締結後六ヵ月目にして全工場を支配下におさめることができた。ただし、各支部創立時点においては全従業員の加入にまで到達しておらず、協約どおりに全員組織を達成するのは若干遅れることになる。

ところで、各支部が発足している間にも川崎工場への集中計画はすすめられており、それに対応して深川、横浜、麻綱の各支部の川崎支部への合同も早晚実施に移されねばならなかつた。最終的には一九二六年八月末から翌二七年一〇月にかけて各々の設備の移転を完了するが、四支部合同による新川崎支部が発足したのは二六年一月一日のことであつた。その前

後には、各支部の労働条件もちがい、対抗意識も強く、完全な統一までにはかなり困難がつきまとったが、ひとたび合同を成就すると、同じ総同盟ということで意識的にも次第に統一されてゆき、組合運動に対する理解も助長されて大きく飛躍へと踏み出すことになる。同時に、企業内の組織化を完了するや、当初からの目標でもあった産業別組織への拡大姿勢をも明白に示し、製綱業の集中していた大阪府下泉南地方にまずその足がかりを求めて進出してゆくことになった(一九二七年一月、泉南出張所設置)。

しかしながら、全工場を掌握する単一組合の結成は、直ちに活動・成果の拡大や組合員への寄与となって具現されるわけのものではなかった。すでに第一次大戦後の不況以来、従業員数は減少を続けていたが、昭和に入っても初期の頃は漸減の

傾向は変わらず(別表参照)、労働条件の方も、職員は統一化されていたものの、職工の方は各工場まちまちで統一化は必ずしも進捗していなかった。この点、当時は不況時でもあり、会社側に労働条件を統一し標準化する余裕もなく、また職種の多様性から、完全な標準化が難しかった面もある(11)。

その結果、労資関係、あるいは承認された団体交渉権の運用の面でも直ちに新しい方向が打ちだされるといえるものでもなかった。当初、労資交渉は不定期であり、問題が発生した時にのみ、例えば、健康保険、解退職手当あるいは工場規則等をめぐる一般の問題は中央で、昇

給、残業手当、労働時間、さらには移転手当等は決定基準が工場ごとで異なるため、各地方支部で交渉されていた。しかし、一方で不況を背景にしていたにもかかわらず、各工場での労働条件の改善や、中央での健康保険の労働者負担金

東京製綱株式会社従業員数

年	月	職員	員	計
年	月	人	人	人
1927	12	165	1,838	2,003
1931	12	136	1,460	1,596
1935	12	155	1,851	2,006
1938	6	226	2,021	2,247
1941	6	358	2,120	2,478
1942	6	449	2,027	2,476
"	12	527	2,634	3,161
1943	6	579	3,217	3,796
"	12	789	3,700	4,489
1944	6	942	4,511	5,453
"	12	1,024	5,263	6,287
1945	6	948	4,482	5,430
"	12	406	1,297	1,703

『東京製綱株式会社七十年史』より。

の半額を会社に負担させたこと(一九二六年)、あるいは解退職手当の制定(一九二七年)にみられる成果も獲得されていた。また、この解退職手当の制定は、のちの定期昇給制と共に、一面で処遇基準の客観化をすすめる、他面で支給額が年功にスライドして上昇する方式により、会社側に職工の定着を増大させる効果をもたらすことになったといえる。

組合独自の活動としては、創立後直ちに消費組合運動にとりくんだことが注目されてよいだろう。組合第一回大会で消費組合設立に関する議案が可決されたあと、まず川崎支部に(一九二七年一月)、やがて小倉、兵庫両支部にも設立されてゆく。もちろん、当初からこの活動が順調に進んだわけではないが、共済活動中心に運動を展開してゆく製綱労組の性格がここに早くもうかがえるわけであり、やがて組合にとってはその財政に、組合員にとっては日常生活に大きく寄与するものとなるのである。

- (1) この点、前掲『総同盟五十年史・第二巻』によっても次のごとく記されている。「東京製綱には川崎工場に関東合同労働組合の少数の組合員が組織されていたのであるが、団体交渉の相手方となるほどの成長はみられなかったのである」(二九七頁)。
- (2) 森長英三郎「戦前の労働協約」『労働協約——後藤清先生還暦記念——』(一九六三年、有斐閣)、二九九頁。
- (3) 前掲『七十年史』、五六六頁。
- (4) 前掲『団体協約十年』、九頁。ほかに四、二〇頁も参照。
- (5) 協約締結にあたっての会社の姿勢は前掲『七十年史』の次の文中にうかがえよう。すなわち、「戦後の滔々たる労資の対立と抗争という悲しむべき傾向に対し、抜本的な対策を講ずる必要を痛感せざるを得なかった。……労働者の心からなる協力を得るには、常に経営の実態を周知させると共に、労働者がよき統率者の下に、経営者と意志を交流させ、進んで提携を志向することが、絶対の前提条件である」(八六頁)。
- (6) 前掲『七十年史』、八四頁。
- (7) この点に関連して専務赤松範一は次のごとくいっている。「私は組合公認の際、労働組合が組織されると、多数の従業員が一つに統制され、その中から有能なものが選ばれて幹部となるであらう。然して、この幹部によって、真によく会社の業績や方針が理解されれば、これを全従業員に徹底せしめることは、決して困難事ではないと信じたのであった」(前掲『団体協約十年』、五頁)。

(8) 同右、二二六頁。

(9) 各支部の発会式および創立時の活動については『労働』一八一号から一八六号を参照。なお一八一号によれば川崎支部の創立は三月二日となっている。

年	人
1926	1,120
1927	2,530
1928	—
1929	2,720
1930	2,720
1931	2,250
1932	1,916
1933	1,793
1934	1,651
1935	1,748
1936	1,715
1937	2,271
1938	2,500

注：1935年以降は
東支南支部を
含みず。

(10) 東京製綱は締付工場であるので、若干の部外組合員を考慮しても、工員数と組合員数がほぼ一致するわけであるが、参考までに極めて不正確ながら『日本労働年鑑』による組合員数を示すと上表のごとくである。

(11) 前掲『七十年史』、二六一—二頁。

第三節 定期的協定時代——一九二八—一九三二年——

昭和もすすむにつれ、東京製綱会社は、大川崎工場の完成により、震災前の生産能力を回復し、景気後退に対する合理化の実もあげていった。製綱労組の方も、関東における四支部の合同と全従業員の掌握がなつて漸く発展への基礎固めを終ることができた。

組合が組織的に安定してくるにつれ、その活動を拡大する方針も画され、同時に従来の活動方法に対する反省も行われるようになった。団体交渉の中央への集中ということが話題になりだしたのもこのような時であった。すでに一九二七年頃から、労資中央交渉のための委員会設置の声の一部にあったが、その必要として組合は次の理由をあげていた。すなわち「一、協定のために、時間、労力等が浪費されること。二、協定事項が統一を欠き、不公平となる虞あること。三、協定事項に関する調査資料等十分ならず、協定が不完全となる虞あること。四、以上の弊害により、団体交渉権の運用に円滑を欠く虞あること」の四点である。

そのために第二回（一九二七年）および第三回（一九二八年）組合大会で「団体交渉権確立に関する件」が提出されたり、

二八年七月には、労資双方で懸案になっている労働条件について年内早期解決という合意がなされ、それに関する労資の協議会も開催されることになった。そして二月にいたり、この協議会の名称が「労働条件協定委員会」と決定され、まず予備会議での協議を経た後、二月二二、二三日に本会議が開催され、組合側の重点であった定期的昇給制度はじめ、未解決の問題がいくつか協定されるにいたつた。同時に、「この委員会をして恒久的なものとし、毎年開催すること」も決定され、「茲に団体協約権運用に一進歩を画」すことになった。その結果、これが第一回となり、一九三九年に産業報国理事会に解消されるまで、労資による協定委員会が定期的開催されることになるのである。

この委員会は、労資関係の安定化こそ、産業平和、ひいては生産拡大と労働条件の改善の基礎であるという労資の一致した理解から設置されたものであるが、その成立は、東京製綱労資の歴史にとって新たな第一頁をひらく記念すべき出来事であったばかりでなく、戦前日本の労資関係にとつても一つのランドマークともいえる重要な意味をもつものであった。製綱労組にとつては、承認された団体交渉権の実践的運用、組織や活動の充実、あるいは指導体制の確立ということで（この点および次の協定委員会については二の第二節をみよ）、また会社側にとつても、この設置は労資関係の合理化と「産業協力精神を振興する上」に⁽⁴⁾有益であったことはいうまでもない。

当時、一九二一年前後ほどでないにしても、なお工場委員会や労資協議制といわれるものの設置は続いていた。しかし、組合が団体交渉権を承認されて労働条件を協議・決定できるものは少く、多くは労資の意思疎通をはかる程度か、自主的な労働組合を拒否するための手段にすぎなかった。それだけに、東京製綱のものは、主体的な地位を確立した組合が一方の構成者となり、経営の決定に影響をおよぼしえたという意味では例外的に進んだもので、むしろ戦後の企業単位の団体交渉さへ想起せしめる。殊に、昭和初期という極端に不利な背景を考慮すれば、この労働条件協定委員会には戦後の団交方式の先駆といえる面も看取できるであろう。

しかしながら、製網労組の成立が不況を背景にしていたこと、そしてその後も不況の波が後退せずに長びいたことは、その活動にとって極めて不幸なことであったといわねばならない。協定委員会の成立した一九二八年には、前年の金融恐慌の余波で企業の合併、休廃業、操短がめだち、失業の増大も世間の耳目を驚かすにいたっていた。さらに翌二九年後半から三〇年にかけて、アメリカに端を発した恐慌により、未だ脆弱なわが国の経済も大きく土台をゆすぶられるが、同時に労働者の抵抗も激化し、争議件数も急激に上昇してゆく。殊に三〇年以降は、恐慌が深刻化し、中小企業のみならず、すでに闘争の灯が消えたかにみられていた大企業においても、守勢的とはいえ激しい争議が展開された。横浜船渠、東京市電、鐘紡、東洋モスリン、富士瓦斯紡、芝浦製作所等の争議がそれであった。

このような背景のもとに、一九二九年一月に開かれた第二回協定委員会では、「組合側は現在の社会情勢並に財界の不況を充分に考慮し、慎重に議案を厳選」して、「成る可く現状維持を以って臨む」という姿勢を示した。産業協力を義務づけられた組合として、経営の安定を第一義に考慮せざるをえず、早くもその姿勢に後退の様相を呈さざるをえなかったのである。しかし、他面で公傷病者の優遇や会社の寄付による福利増進基金の設定等の実利的な成果をもあげていた。特に、労働市場における労働者の不利や生活不安を反映して職工採用の際の組合員家族の優先や、臨時工についても従業員の一割をこえぬこと、しかもそれを常態とせぬこと等も組合側の要求として認められている。

このような情勢は、三〇年に入っても変わらず、組合はその年の第三回協定委員会ではさらに後退の姿勢を示さざるをえなかった。会社側からは皆勤賞減額や健康保険料金の寄付停止(いずれも撤回)、あるいは福利増進基金の寄付の一ヵ年停止や定期昇給一ヵ年延期(いずれも決定)等組合に敵しい条件がだされ、それらの決定に対しては、組合自ら「明かに組合員の減収を来すもの」という評価を下さざるをえぬほどであった。

ところが、三一年に入ると、東京製網にとってさらに情勢が悪化した。そのために、一月、会社は打開策の協議のために臨時協定委員会の開催を提唱し、二月二七日には正式にそれを申込んだ。ついで二八日、三割の生産制限(人員整理一割・時間短縮二割)を会社案として内示した時には、組合員の間に動揺が激しくなるが、合理化の推進を避けえないものと判断し生産協力をうたっていた組合執行部は、まず組合の決定権を執行委員会で掌握し、外部勢力の介入を抑える方向に腐心した。その後、組合内および労資間で度重なる交渉の末、組合側は組合員の強い要求であった人員整理不承認という当初の方針を譲り、最終的には従来定められていた条件より有利な退職手当金をえるかわりに、希望退職を含む一〇九名の解雇と約一五%の収入低下を承認するにいたった。

さらに、この年の下期にいたると、東京製網にとって不況が特に重くのしかかるが、一月に開かれた第五回協定委員会でも、「定期昇給及福利増進基金一ヵ年停止の件」を再び決定したり、また「会社及組合は、四囲の状態に鑑み、今後一層の努力をもって労働力の合理的生産化を行ひ、更に生産費の低下の実を挙げんことを期す」という「申し合せ」⁽⁸⁾をかわさねばならぬほどであった。

製網労組は、能率増進・生産協力には創立時から積極的で、その標語の募集を行ったり、第一回協定委員会でもこれに協力せざる者の整理さえ承認したりしている。ここにまた、解雇さえ含む合理化攻勢に対し、ストの姿勢もみせず結局のところ会社の要求をのむ形になったのは、単に会社に対する信頼や産業協力を是とする組合の姿勢からのみでなく、労働協約に対する理解⁽⁹⁾、あるいは当時の労働組合の地位や工業化過程における労働力態様の変化に対する製網労組の認識も与っていたと考えてよいだろう。例えば、「労働条件は、当該産業乃至会社の実状より見て止むを得ざる場合もあるのであって、この止むを得ざる場合に善処してこそ、初めて健全なる労働組合と言ひ得る」という姿勢や、「日本の労働組合運動は、組織力が未だ微弱なること、近年産業の機械化が著しく、技術修練の必要性が薄くなったこと……等のため、ストライキの偉力が、往年の如くなくなった」という理解がそれである。しかしながら、当時、資本攻勢に何ら有効な抵抗をなしえなかった

のは、製網労組のみではなかった。深まる不況と弾圧のもとに、労働組合陣営も社会主義政党も製網労組以上に弱体化し、しかも四分五裂状態にあったのであり、すでに主体性を失い、その存在すら危うくなる方向に徐々に追いつめられていたのである。

このように、協定委員会が設置された年から一九三一年までは、労資とも不況にさいなまれ、全く不本意な時期を送らねばならなかった。しかしながら、この時期にも製網労組を特徴づける活動が停止していたわけではない。例えば、組合創立後直ちにとりかかった消費組合活動は、この時期に入って、小倉支部（一九二九年）と兵庫支部（一九三〇年）にも発足して順調に推移していた。その結果、先の臨時協定のごとく組合員の減収が避けられぬような場合には、配給品あるいは食堂（川崎工場）の価格を一割下げるなどして組合員の保護にも寄与することになる。また、やがて組合の共済活動の中心の一つとなる金融部が発足（一九三〇年一月）したのもこの時期であった。

さらに、組織活動をみても、創立以来の目標であり、同時に当時「左右中間乃至自由連合のいずれの組合を問はず、総ての組合戦線に於ける合言葉であ」った産別化の方向にも依然努力を払っていた。泉南出張所の試みた東洋製網株式会社をはじめとする組織化活動は未だ実らずにいたが、その後の活動で出張所は「泉南地方協議会」（一九三〇年一月）に発展していった。この時には未だ製網業関係は含まれていなかったが、その活動の推進者が製網労組関係者であったことが、製網関係の会社に条件の改善を強いることになり、間接的にその目的を達成することにもなった。そして、これを足場に三〇年六月八日、漸く東洋製網（従業員二五〇人）に約一三〇人の組合加盟者をえて、製網労組泉南支部を設立するにいたる。ここに外見的な組織形態としては製網労組は産業別組合に一步前進することになったといつてよいだろう。

ところが、「六月十一日、組合結成に狼狽した会社が、支部長池上謙蔵以下幹部十五名を解雇」する筈にでたので、泉南支部はすぐに争議団を結成し、解雇取消、組合公認等の要求を提出してストに突入することになった。本部、各支部、ある

いは総同盟系組合からの援助をえて、実に争議日数一一八日、参加延人員七七二五名、検束者一二四名をも数える闘争の後、一〇月一八日、大阪府特高課長代理等の調停でストを終結した。解決条件は組合の敗北であったが、「争議解決後、泉南支部は役員を改選して陣容を新たにし、東洋製網会社に於ける組織運動は遂に結実」するにいたった。ついで、翌三一年七月には、日本労働組合総連合によって関西製網会社にも組合が結成され、ここに製網労組の蒔いた種が実り、製網業界における組合の地位というものが大きな意味をもつことになった。

以上のように、共済的活動や組織拡大の活動が、不況で組合が守勢に追いやられていた時にも継続されていたわけで、このような着実な活動が、景気回復にむかう三二年以降、そこに軍事体制への協力と御用組合への傾斜という危険性をはらみながらも、大きく開花することになるのである。

- (1) 前掲『五週年史』、三五頁。
- (2)(3) 同右、四五頁。
- (4) 前掲『団体協約十年』、四五頁。
- (5) 前掲『五週年史』、四六、五二頁。
- (6) 同右、五七頁。
- (7) この協定に対し、一般組合員は代表委員の努力を認め、「感激の意」さえ示したという（前掲書、六九頁）。事実、退職数（二八八名）が協定数をこえたということもその点を裏づけているといえよう。
- (8) 前掲『団体協約十年』、一〇五頁。
- (9) この点に關し、製網労組の斎藤健一は次のごとくいっている。「団体協約本来の機能から言へば、産業の事情が真に然りとするならば、十割の賃金値上げ要求も不当でない如く、又異った事情下に於いては、現在賃金の低下を承認することも、当然のこととして考へられる筈である。真に、その必然的事情下に、最大の労働条件を獲得し、又は保持すると言ふところに、団体協約の本質的任務があると言はねばならぬのである」（『労働』一九二九年二月号）。
- (10) 前掲『五週年史』、八六頁。

- (11) 前掲『団体協約十年』、一九三―四頁。ただし、この記事は政治活動の必要性の主張のためのものである。
- (12) 『最近の我国社会運動』(一九三二年、労働事情調査所出版部)、一八七頁。
- (13) 前掲『団体協約十年』、一八七頁。
- (14) 前掲『五週年史』、七七頁。

第四節 製綱労働組合の発展と解散——一九三二―一九四〇年——

長びいていた不況も、失業率がピークに達する一九三二年を境に、漸く回復の兆がみえはじめた。前年に勃発した満洲事変を機に、軍需が増大し、産業界に活況がみられだしていたのである。

東京製綱でも、一九三二年下期以降は、売上げ等が急速に上昇しはじめた。純益金の方は合理化の効果であらわれて、すでにそれ以前から上昇傾向にあり、ここに漸く曙光がみられだしたといつてよい。特に、従来から「海・陸軍用のものは、悉くわが社が受注していた」⁽¹⁾関係もあつて、軍需の増大が業績回復の支えであつたが、同時に「不反撥性鋼索、フラットン・ド・ストランド・ロープ、防腐マニラ綱など、多年苦心の結果による発明や改良が完成され」⁽²⁾たこともみのがせない。その結果、それまで五%に下げられていた配当も、三三年下期に六%、翌年上期に七%、ついで下期には一〇%にまで復配する程であつた。

これに対応する形で、製綱労組の活動も活発さを加えていった。外部において総同盟中心に「日本労働倶楽部」、ついで「日本労働組合会議」という「大右翼」戦線の統一がなされた一九三二年には、まず従来空席であつた組合長に三木を就任させるが、その直後の協定委員会でも、自重しながらも作業時間の復活、定期昇給の復活実施、昼夜勤部の割増復活等を獲得した。翌三三年に入ると、総同盟関東労働同盟会によって二八年からすすめられていた日本労働会館建設運動に参加して

いたこともあつて、まず川崎に製綱労働会館を完成し(七月)、ついで兵庫(三四年)、小倉(三五年)各支部にも会館を建設してゆく。⁽³⁾この会館の完成によって、共済・福利的活動や労働学校等は会館の付帯事業となり、それらの事務・運営も会館内で行われることになった。かつて労働条件協定委員会の設置によって、組合機能も財政も本部に集中しはじめることになつたが、さらにこの会館の建設によって、事業・資金共に中央に集中されて諸活動に連絡・統制がゆきわたることになつたわけである。

さらに、この期の活動の特徴づけるのは、労働会館の建設過程ですすめられた共済部の設置(一九三四年一月)とすでに発足していた金融部の充実であつた。特に、従来各支部で行われていた同種の事業が金融部ないしは共済部に統合されたこと、そして三四年七月以来、従来郵便貯金にしては会社の寄付である健康保険積立金を金融部に移管したことが、その後の組合財政に寄与し、活動の拡大に大きく貢献することになった。また、それと時を同じくする頃、つまり三四年一月の第八回組合大会において、「会計制度改正に関する件」が可決され、「財政中央集権」を成就したことも注目されてよいだろう。これによって従来各支部に納入されていた組合費は本部に直接納入されることになり、支部には本部から維持費という形で支給されることになった。

このような金融部の充実、共済部の設置、組合の「財政中央集権」の達成によって、一九三四年という年は、製綱労組の活動が最も昂揚し、多大な成果をかちとる年となった。しかし、財政の充実と共に共済活動への傾斜を深めたということ、準戦時体制の進行と無関係ではなかつたし、ある意味では組合活動の枠がそのような局面にのみ制約されつつあつたことを示すものともいえるだろう。

しかしながら、そのような戦時色の増大や従業員数の停滞化傾向にもかかわらず、製綱労組は組織的には安定化し、横断化への姿勢も依然失わずにいた。とはいえ、實質は東京製綱の企業内組合といつてもよく、組織的安定という意味も東京製

網内でのことであるのはいうまでもない。一九三四年一二月には、泉南支部に加えて、東京市千住の帝国製綱会社にも千住分会の組織化に成功しているが、そのような外見上の横断性にもかかわらず、相変わらず製綱労組を構成する大部分は東京製綱従業員であり、その恩恵に直接あずかれるのも彼らのみであった。その意味で、製綱労組は実質的には依然として企業内連合体組合として機能していたといつてよいであろう。

一九三五年頃にもなると、すでに一般的にも組合運動の退潮は決定的であり、組合がなしうる活動領域はごく限られたものにすぎなくなっていた。総同盟にしても⁽⁴⁾、組合の自主性を維持しようと努めつつも、反面ですでに軍事体制に密着してストライキ絶滅宣言を発するなど、後退を余儀なくされており、またその勢力として四万人足らずに減少していた。それだけに総同盟内において二千人をこえる製綱労組の占める比重は大きなものであった。とはいえ、その製綱労組にしても、その姿勢や活動は益々限られたものになっており、協定委員会にしても、労働条件の協定を行うというよりも時局対策的性格が次第に濃厚となりつつあった。しかし、それも時代的背景を考慮すれば、詮方ない面もあり、当時にあつては許されうる限度のものといつてもよかつたであろう。

最後となつた第一一回協定委員会(一九三七年)にもなると、「労資協力国難突破に関する件、外二件を協定した」⁽⁵⁾にすぎず、その開会に先だつて労資委員うちそろつて明治神宮に参拝し、協定趣旨と同様の宣誓を行ったことでも、当時の組合、協定委員会の性格を知ることができよう。それだけに、会社からは依然積極的に公認され、「近時組合は全く充実し、統制もよく行はれ、組合の経営する福利施設の如きは、他の追隨を許さざるものがある」⁽⁶⁾。つたし、「製綱労働組合の獲得せる労働条件は、其地方の最高水準をなして、一般労働条件の向上を促し」⁽⁷⁾たという役割も担うことになつた。

そして一九三八年に入ると、製綱業においても統制色が強まる情勢のもとに、労働条件協定委員会は産業報国委員会に改

称されるが、同時に「既に設置しある各工場の時局対策委員会を産業報国実践委員会と改める」⁽⁸⁾ことになつた。これらの動向は、「労働条件協定委員会という名称が、当時の多様な組合活動からすれば、実態にそわないものとなつていた」⁽⁹⁾という面を示すと共に、それ以上に産報運動がすでに各界に拡がりつつあり、製綱労組の機能も次第に後退しつつあつたことの反映といつた方がよいであろう。それを象徴するかのやうに、産報委員会の第一回会合では、昨年と同様、開会前に「全員靖国神社に参拝、護国の英靈に感謝を捧げた」⁽¹⁰⁾り、討議されたものも資材活用や能率増進に関することに限られていた。ついで翌三九年五月に第二回が開催されたが、この後の九月に、総同盟の方針に沿つて組合とは別個に東京製綱産業報国会本部および東京支部が結成された(ついで小倉、兵庫にも結成される)。さらに一〇月には第一回産業報国理事会が開催され、以後産報委員会はこれに切りかえられることになる。産報委員会の段階では、従来どおり組合が一方の構成者となるという意味で労資協議機関ないしは労資の意思疏通機関という性格を失わずにいたが、産報理事会への切りかえによつて、労資協議の性格は全く失われ、長期にわたつて維持された団体交渉の歴史もここに終止符を打つことになるわけである。それを反映して、この一〇月開かれた第一一回組合大会でも、決議事項の中に労働条件に関するもののほか、皇国将士に対する感謝決議、銃後建設運動強化等が殊更めだつようになつて⁽¹²⁾いる。

そして、一九四〇年七月八日、当局の圧力により、存続の不可能なことを知つた総同盟は自発的に解散せざるをえなくなるが、それによつて、ともかくも自らを産業報国会に解消せず存続させてきた製綱労組も解体を余儀なくされてしまつた。すでに製綱労組は、殊に日中事変の勃発する一九三七年以降、「聖戦」遂行に協力し、労資関係においても労資一体・事業一家的姿勢を示して、会社の労務、共済活動の下請機関化してしたこととその灯は消えかかつていたといえるが、ここに一五年続いた製綱労組の灯も完全に消えてしまふのである。

このような組合解体もその一側面にはかならなかったが、この前後から、東京製綱のみならず産業界の情勢は大きく変化してゆく。すでに社内は産業報国・勤労報国の意識を昂揚せんとする方針で導かれていたが、他方で大平洋戦争に突入した一九四一年頃から早くも原料不足が表面化し、同時に「電力の制限、熟練工の応召が相次いで、著しく生産を阻⁽¹³⁾」みだす面もでてきた。しかし、戦局の重大化と共に、軍需の増大は続き、東京製綱でも四二年に自家徴用を含めて六六人の徴用をしたのを手始めに、その後も熟練工のみならず一般工員も不足する背景によって、たびたび徴用を行うことになった。加えて、熟練工層の応召による能率低下を防ぐために、徹底的な工場査察、従業員の前級制度の軍隊化をもとり入れていった。

ところが、この労働力については、次第に女子挺身隊や動員学徒への依存度が強まってゆき、時には小学校生徒の勤労奉仕さえうけて補充につとめたが、量的にはともかく、質的にはさして生産面に貢献するところがなかったといわれる。この点、一九三八年の国家総動員法の制定後、労働力や賃金の統制が急速に強化されていたにもかかわらず、終戦近くになると労働時間の延長と実質賃金の低下とあいまって、出勤率の低下(四四年を通じて在籍人員の七〇%が実際に稼働したにすぎない)、応召者の増加(そのほとんどが二〇代と三〇代の中堅層)、女子および老若未熟練者の増加⁽¹⁴⁾が加重され、生産活動を一層阻害することになった。特に敗色が濃厚になる四四年下期以降は売上げ、純益金等が急速に後退してゆくが、四五年に入り、本土への空襲が激化する頃には、徹夜作業にもかかわらず生産は眼にみえて低下していた。さらに、三月、兵庫工場が空襲で焼失し、ついで川崎工場も被災をうけるにおよんで、東京製綱の生産活動は急激に後退し、やがて全く生産不能の状態に陥ってしまった。

この間、組合の解体にもかかわらず、共済部や消費組合などは産業報国会のもとに自主的な運営を続けていたといわれる⁽¹⁵⁾が、会社の生産活動の後退と共に「戦争末期、ついに消滅するに至った」⁽¹⁶⁾。

以上のごとく、製綱労組自体は一九四〇年に、その母胎からでた共済活動の方も終戦近くに、各々消滅するが、組合の

こした足跡はそのまま死滅してしまうことなく、戦後にいたって再び蘇生することになる。一九四五年の労働組合の再出発に、また翌四六年の新労働協約の締結の際に、締結日として戦前のそれと同月日選ばれたり、その内容においても、かつての経験が十分生かされることになった。また、戦後の労働組合一般をみても、その組織や活動、あるいは労資交渉の方法において、戦前の製綱労組に連なるものをうかがえるのであり、製綱労組の足跡の特異さ・先進性は評価されてよいものであろう。(未完)

- (1) 前掲『七十年史』、三九一頁。
- (2) 同右、九九頁。
- (3) 「これ等の建設は川崎の敷地を会社より無償貸与された外は、すべて組合の自力によるものであった。特に川崎の製綱労働会館は……当時単一の組合の会館としては、日本一といわれ、他の組合の羨望の的であった」(同右、二五一頁)。
- (4) 総同盟は、製綱労組の創立された一九二六年以後も分裂・合同をくり返すが、三九年一月、全労との間の「全日本労働総同盟」(三六年)から別れて、再び日本労働総同盟にもどっている。
- (5) 前掲『七十年史』、一〇九頁。
- (6) 前掲『団体協約十年』、九頁。
- (7) 同右、一九三頁。
- (8)(9) 前掲『総同盟五十年史・第二巻』、三二四―三五頁。
- (10) 前掲『七十年史』、一一〇頁。
- (11) 総同盟の産報に対する姿勢は『太平洋戦争下の労働運動』(一九六五年、大原社会問題研究所)、四一―二頁をみよ。
- (12) 『日本労働年鑑』一九四〇年版、一四六頁。
- (13) 前掲『七十年史』、四二八頁。
- (14) 同右、二六九頁。
- (15)(16) 同右、一一六、二五四頁。